

## 随 意 契 約 結 果

工 事 の 名 称	令和4年度 名古屋港飛島ふ頭東岸壁(-15m)渡版補修工事
契約担当官等の氏名並びにその所属する部の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 名古屋港湾事務所長 白井 正興 愛知県名古屋市港区築地町2番地
契 約 年 月 日	令和4年10月24日
契 約 業 者 名	東洋建設株式会社 名古屋支店
契 約 業 者 の 住 所	名古屋市中区錦二丁目12番14号
契 約 金 額 ( 税 込 )	¥6,380,000.-
予 定 価 格 ( 税 込 )	¥6,908,000.-
随 意 契 約 に よ る 由 こ と と し た 理 由	<p>本件は、飛島ふ頭岸壁 (-15m)R1岸壁において、栈橋と背後ヤードをつなぐ構造物である渡版（陸側）にずれが確認されたため、緊急補修を行うものである。</p> <p>当該岸壁は供用中であり、現在も荷役を行う多数の大型車両等が通行しており、さらなる渡版のずれ等やその範囲がさらに拡大することは、通行車両の事故の危険が極めて高くなることはもとより、岸壁の利用が大きく制限され、荷役に大きな影響がでることが懸念されることから、一刻も早い修理及びその対策を緊急で行う必要があると判断したものである。</p> <p>よって、本件は会計法第29条の3第4項「緊急の必要により競争に付することができない場合」に該当するため、随意契約するものである。</p> <p>適用法令 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令102条の4第3号</p>
備 考	